

一戸町告示第 86 号

条件付一般競争入札（町有林産物公売）公告

令和 8 年 6 月 1 日

一戸町長 小野寺 美 登



1 公売物件及び概要

- (1) 件 名 町有林産物（立木）公売
- (2) 物件の種類 立木
- (3) 物件の詳細 別紙 町有林産物（立木）公売物件明細書記載のとおり
- (4) 場所・面積等 場 所 一戸町小友字山井 235-1 地内
林小班 一戸町 264 林班 263 小班 1～6 施業班
面 積 12.03ha
- (5) 搬出期間 自 議会の議決日
至 令和 10 年 3 月 31 日

2 入札予定日 令和 8 年 6 月 26 日（金）午前 10 時 00 分

会 場 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24 番地 9
一戸町役場庁舎 2 階 特別会議室

3 入札参加資格

- (1) 県北広域振興局管内（一戸町、二戸市、軽米町、九戸村、久慈市、洋野町、野田村及び普代村）に主たる営業所を有する者で、岩手県が公表している令和 8 年度～令和 9 年度県有林の産物売払競争入札参加資格者名簿に登録がある者。
- (2) 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ③ 町税の滞納がないこと。

4 照会先 郵便番号 028-5311 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24 番地 9
一戸町農林課 電話番号 0195-33-4854

5 公売説明書の配付期間及び配付場所 令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 8 年 6 月 25 日（木）までの一戸町の休日に関する条例（平成 2 年一戸町条例第 8 号）に規定する一戸町の休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、4 の場所で交付。また、一戸町ホームページにおいて、同内容のものを公表する。

6 申請書類 一戸町農林課が配付する町有林産物公売参加資格確認申請書（様式 1）を提出するものとする。

7 申請期限及び申請書類の提出場所 令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 8 年 6 月 12 日（金）までの休日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、4 の場所に持参のうえ、1 部を提出すること。郵送による提出の場合は、令和 8 年 6 月 12 日（金）午後 5 時までに到達したものを有効とする。

8 町有林産物（立木）公売物件明細書等の閲覧及び貸出 令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 8 年 6 月 25 日（木）までの休日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、4 の場所で閲覧及び貸し出しをする。貸し出しは、当日限りとする。

9 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10 契約相手の決定方法 入札書にて提示のあった金額が予定価格を超え、かつ最も高額であった者とする。ただし、同一の金額の提示が複数あったときは、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。なお、予定価格を超える金額の提示が無い場合、入札額が最も高額であった者からの順で、当該一般競争入札における予定価格以上の価格で、随意契約により当該物件を売払うことができる。

11 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金は、令和 8 年 6 月 25 日（木）までに入札保証金提出書（兼返還請求書）（様式 3）を提出し、100 万円を納付すること。郵送による提出の場合は、令和 8 年 6 月 25 日（木）午後 5 時までに 4 の場所に提出すること。ただし、一戸町財務規則（昭和 50 年一戸町規則第 17 号。以下「一戸町財務規則」という。）第 116 条第 1 項に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、一戸町財務規則第 117 条第 1 号に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除する。

(3) 契約保証金は、一戸町財務規則第 130 条第 2 項に定める額を納付すること。ただし、一戸町財務規則第 132 条第 1 項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、一戸町財務規則第 131 条第 1 号又は第 5 号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札保証金を契約保証金に充当するときは、入札日から起算して 10 日以内に入札保証金の契約保証金への充当提出書（様式 4）を提出すること。

- (5) 本公売は、予定価格を事後公表とすること。
- (6) 郵送による入札の場合は、町有林産物公売心得に記載のある事項を順守の上、令和8年6月25日（木）午後5時までに到達したものを有効とし、入札会において一戸町職員が開封する。この場合、第1回目の入札において落札者がいないときは、第2回目以降の入札はできないため、辞退したものとみなす。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものであるが、くじ引きは入札会に参加する者のみで行い、郵送による入札書を提出の場合は、辞退したものとみなす。
- (7) 6の書類の提出者には、町有林産物公売参加資格確認結果通知書(様式2)を令和8年6月24日（水）までに送付する。
- (8) 3の入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- (9) 入札参加資格がないと認められた申請者は、町有林産物公売参加資格確認結果通知書により通知のあった日から令和8年6月25日（木）までの間、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
- (10) その他詳細については、別紙町有林産物（立木）公売物件明細書別記の町有林産物公売説明書及び町有林産物公売心得のとおりとする。
- (11) 本公売は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、落札決定者と仮契約を締結し、議会の議決日をもって、本契約とする。

その他留意事項

町有林産物（立木）公売における留意事項等は以下のとおりです。

1 入札書記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格及び契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む契約希望金額を入札書に記載してください。また、立木価格から伐採、搬出及び運搬費用を差引いた額を入札書に記載してください。

2 契約について

本件は、入札書にて提示のあった金額が予定価格を超え、かつ最も高額であった者とするものですが、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に該当することから、落札決定時点では仮契約を締結し、議会の議決を得られたときにおいて、本契約とします。
このため、本契約前の施業着手はできません。

3 契約保証金及び売払い代金の納入期限等について

契約保証金は、仮契約の時点において納入してください。また、入札保証金を契約保証金に充当する場合は、「入札保証金の契約保証金への充当提出書（様式4）」を入札日から起算して10日以内に提出をしてください。

売払い代金の納入については、議会の議決日（本契約日）から起算して、30日以内に納入してください。

4 アカマツの伐採について

当町は、松くい虫被害地域の指定となっていますので、アカマツを伐採・搬出する際は、別添「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」を遵守願います。6月から9月の間はアカマツの伐採は行わないでください。なお、本件場所周辺においては、松くい虫の被害は確認されておらず、健全木の扱いとなるため移動制限は該当しません。

5 木材の利用について

一戸町では、「一戸町木材利用促進基本方針」により公共建築物等への木材利用を推進しています。公共建築物等への木材提供の要請があった場合は、優先的に木材を提供することについて配慮をお願いします。

6 搬出期限について

本件場所は、一戸町森林経営計画により、皆伐後に再生林を計画しているため、搬出期限である令和10年3月31日を厳守してください。